

新型コロナウイルス感染症の影響により  
資金繰りにお困りの中小企業の皆様へ

滋賀県中小企業振興資金融資制度

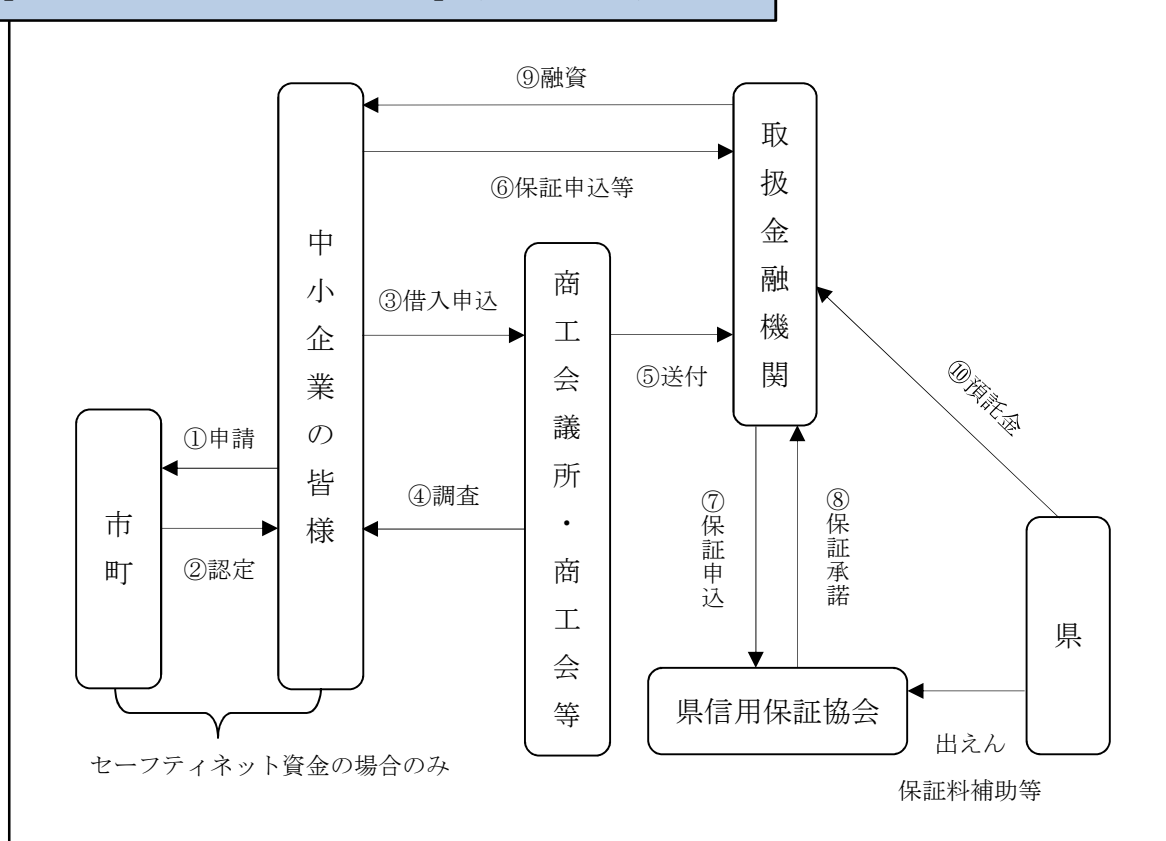
セーフティネット資金

(危機関連保証・全業種対象 ※1)

	新規枠（運転・設備）	借換枠
融資対象者 (※1)	中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として、 <b>市町村長の認定</b> を受けた中小企業者、協同組合等（ <b>危機関連保証</b> 利用者）  【市町村による認定要件】 〔認定に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。〕 ○新型コロナウイルス感染症の突発的発生に起因して、原則として最近1か月間の <b>売上高等</b> が前年同月比で <b>15%以上減少</b> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること	左の <b>市町村長の認定</b> を受けた中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当する者  ①保証協会保証付融資（責任共有制度の対象となっている保証付融資および流動資産担保保証等一部保証付融資を除く）を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者 ②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること
融資限度額 (※2)	8,000万円 (※3)	2億円（増額分を含む）
融資利率 (※4)	年1.0%	年1.5%
信用保証	信用保証協会保証付（100%保証） <b>保証料率 年0%</b> <令和2年4月1日から同年8月31日までに下記借入申込先で受け付けたものに限り。> (注：上記期間外の申込分については、保証料率年0.80%となります。)	
融資期間 (※5)	10年以内（据置2年以内）	
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	
利用可能期間	令和2年3月13日～令和3年1月31日 (令和3年1月31日までに貸付が実行される必要があります)	
借入申込先	中小企業者：各商工会議所、各商工会 協同組合等：中小企業団体中央会	
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合	

令和2年3月23日現在

## 【申込み等の基本的な流れ】（イメージ）



- ※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※2 セーフティネット保証第4号、5号および危機関連保証分等を含め、セーフティネット資金全体で新規枠8,000万円、借換枠2億円とします。また、同一年度内（4月1日～翌年3月末）の借入申込（商工会議所等の借入申込先での申込）は、新規枠、借換枠ともに複数回の申込が可能です。
- ※3 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。
- ※4 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。
- ※5 融資期間は1年以上となります。

### （特記事項）

- ・危機関連保証は、一般保証およびセーフティネット保証とは別枠で利用できます。
- ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

### お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871

E-Mail：fb00@pref.shiga.lg.jp